

【 産業医の資格要件・産業医の職務について 】

■ 安全衛生法第 13 条、安全衛生法施行令第 5 条、安全衛生規則第 13～15 条

選任する 資格要件	<p>医師であって、次のいずれかの要件を備えた者</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 厚生労働大臣の定める研修（日本医師会の産業医学基礎研修、産業医科大学の産業医学基本講座）の修了者 ② 厚生労働大臣が指定した産業医の要請過程を設置している産業医科大学その他の大学で当該課程を修めて卒業し、労働大臣が定める実習を履修した者 ③ 労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験区分が保健衛生である者 ④ 大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授、常勤講師又はこれらの経験がある者 																																				
選任人数及び 専任について	<p>産業医の選任人数は下記の表の通りになります。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>事業所の規模</th> <th>衛生管理者の人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50～3,000 人</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>3,001 人以上</td> <td>2 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※専属の産業医とすることが必要な事業場 （専属：その事業場に所属していること）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 常時 1,000 人以上の労働者を使用する事業場 ② 労働安全衛生規則第 13 条第 1 項第 2 号に定める有害業務に常時 500 人以上の労働者を従事させる事業場 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">【労働安全衛生規則第 13 条第 1 項第 2 号】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ</td> <td>多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務</td> </tr> <tr> <td>ホ</td> <td>異常気圧下における業務</td> </tr> <tr> <td>ヘ</td> <td>さく岩機、鋳（びよう）打機等の使用によって身体に著しい振動を与える業務</td> </tr> <tr> <td>ト</td> <td>重量物の取扱い等重激なる業務</td> </tr> <tr> <td>チ</td> <td>ボイラー製造等強烈的な騒音を発する場所における業務</td> </tr> <tr> <td>リ</td> <td>坑内における業務</td> </tr> <tr> <td>ヌ</td> <td>深夜業を含む業務</td> </tr> <tr> <td>ル</td> <td>水銀、砒（ひ）素、黄りん、弗（ふつ）化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸 その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務</td> </tr> <tr> <td>ヲ</td> <td>鉛、水銀、クロム、砒（ひ）素、黄りん、弗（ふつ）化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを飛散する場所における業務</td> </tr> <tr> <td>ワ</td> <td>病原体によって汚染のおそれが著しい業務</td> </tr> <tr> <td>カ</td> <td>その他厚生労働大臣が定める業務</td> </tr> </tbody> </table>	事業所の規模	衛生管理者の人数	50～3,000 人	1 人	3,001 人以上	2 人	【労働安全衛生規則第 13 条第 1 項第 2 号】		イ	多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務	ロ	多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務	ハ	ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務	ニ	土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務	ホ	異常気圧下における業務	ヘ	さく岩機、鋳（びよう）打機等の使用によって身体に著しい振動を与える業務	ト	重量物の取扱い等重激なる業務	チ	ボイラー製造等強烈的な騒音を発する場所における業務	リ	坑内における業務	ヌ	深夜業を含む業務	ル	水銀、砒（ひ）素、黄りん、弗（ふつ）化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸 その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務	ヲ	鉛、水銀、クロム、砒（ひ）素、黄りん、弗（ふつ）化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを飛散する場所における業務	ワ	病原体によって汚染のおそれが著しい業務	カ	その他厚生労働大臣が定める業務
事業所の規模	衛生管理者の人数																																				
50～3,000 人	1 人																																				
3,001 人以上	2 人																																				
【労働安全衛生規則第 13 条第 1 項第 2 号】																																					
イ	多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務																																				
ロ	多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務																																				
ハ	ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務																																				
ニ	土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務																																				
ホ	異常気圧下における業務																																				
ヘ	さく岩機、鋳（びよう）打機等の使用によって身体に著しい振動を与える業務																																				
ト	重量物の取扱い等重激なる業務																																				
チ	ボイラー製造等強烈的な騒音を発する場所における業務																																				
リ	坑内における業務																																				
ヌ	深夜業を含む業務																																				
ル	水銀、砒（ひ）素、黄りん、弗（ふつ）化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸 その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務																																				
ヲ	鉛、水銀、クロム、砒（ひ）素、黄りん、弗（ふつ）化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを飛散する場所における業務																																				
ワ	病原体によって汚染のおそれが著しい業務																																				
カ	その他厚生労働大臣が定める業務																																				

職 務	<ul style="list-style-type: none">① 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関する事② 作業環境の維持管理に関する事③ 作業の管理に関する事④ 労働者の健康管理に関する事⑤ 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関する事⑥ 衛生教育に関する事⑦ 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関する事など <p>【勧告等】 労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることが出来ます。 また、労働者の健康障害の防止に関して、総括安全衛生管理者に対する勧告または衛生管理者に対する指導、助言をすることが出来ます。</p> <p>【巡視】 少なくとも毎月1回作業場を巡視し、作業方法または衛生状態に有害なそれがあるときに、直ちに、労働者の健康障害を防止するための必要な措置を講じなければなりません。</p>
選任報告	選任事由発生から14日以内に選任し、遅滞なく所轄労働基準監督所長に報告